

細川忠興と八代城：隠居体制と隠居城の普請について

花岡，興史
九州大学大学院比較社会文化研究院

<http://hdl.handle.net/2324/4771860>

出版情報：八代市文化財調査報告書. 51, pp.120-137, 2020-03-19. 八代市経済文化交流部文化振興課編
バージョン：
権利関係：



細川忠興と八代城

－ 隠居体制と隠居城の普請について－

九州大学 比較社会文化研究院
花岡 興史

はじめに

天草・島原の乱が終結した直後の寛永15年(1638)4月12日、熊本藩主細川忠利は在国で、江戸にいる父忠興に「伊豆守殿・左門殿逗留ハ、島原・天草之御仕置、又百性武器など被成御取、又国々ニ石垣など残候古城などハ、石垣をのけ候へなど、の御用と、下々沙汰仕候¹」という内容の披露状を送った。つまり一揆終結後に小倉に幕府上使松平信綱(伊豆)・副使戸田氏鍊(左門)が逗留している理由の一つは、天草・島原の乱後の、国々の古城の石垣の調査と、それを破却するためである。このように大名たちは認識していると忠興に報じている。

このことは、既に慶長20年(1615)に一部の大名に限定的に出された年寄連署奉書(「一国一城令²」)を以て、多くの支城が破却されているが、そうではない古城等も多かった事を表している。一揆終結後、忠利は熊本城の普請の必要性を感じていたが、將軍徳川家光が病のためと島原出陣などで人々が疲弊している事を考慮し、普請を延引しようとしていた³。

しかし、幕藩間に城郭の普請が憚れたこの頃、江戸にいた忠興は自身の隠居所である八代城の普請を計画する。時節柄、忠利にとってこの普請は是非とも避けたいところであったが、細かいところまで指示する強引ともいえる忠興の普請要求に忠利は諦め気味に「三斎ハきれいすぎニ而候⁴」と歎いている。

本稿では、既に隠居している忠興がなぜ時節も顧みず自身の居城である八代城にそこまで固執するのかが幕藩間の城郭政策の中で述べてみたい。そこには忠興が考える隠居城としての特別な感情ともいえる感覚があると思われるからである。本稿では、隠居体制を構築しようとする忠興と、藩主として領国経営をおこなおうとする忠利の人間関係を述べることを課題とする。

なお、細川忠興は元和6年(1620)暮れに、隠居に伴い致仕し三斎宗立と名乗っており史料には「三斎」と記されるが、本稿では煩雑さを避けるため本文中では「忠興」とする。また、忠利の嗣子光尚は、元服し「光利」、その後「光貞」と諱を改名し、寛永19年(1642)秋に「光尚」とするが、上記の理由により本稿では「光尚」と表記する。

第1章 細川忠興の隠居領のはじまり

加藤忠広の改易により寛永9年(1632)12月9日に細川忠利は肥後に入国した。この時、既に隠居をしていた父忠興は、自身の隠居所である中津城から八代城に同月22日に入城した。もともと忠興の隠居城体制は、八代からはじまるものではなく既に豊前時代からはじまっている。忠興は、隠居した直後に中津城に入城し、早速、隠居体制の構築を行っている。隠居城に対する忠興の意識はすでに中津時代から始まっており、いわゆるプレ八

代隠居体制と呼ぶべきもので共通点が多い。本稿では、忠興の隠居領の出発点というべき中津時代について支城体制を中心に書き始めてみたい。

ここでは、八代城入城前の隠居城と隠居所に関する忠興の様子を見ていくことにする。

1 細川忠興の隠居

元和6年(1620)、小倉城主の細川忠興は参勤のため、小倉を出立した。大坂に着いた後に京都に上がり、しばらく愛宕郡吉田に滞在した後、江戸に向かい11月7日に到着した。この時、嫡子の忠利は、江戸在府である。細川親子は交代で江戸に滞在することが多く、習慣的に隔年で江戸と国元を交代していた。忠利は忠興の江戸到着を待ち、同月28日に江戸を発駕し豊前中津に向かった。

ところが、忠利が中津に到着して落ち着く間もない閏12月20日に、江戸幕府年寄衆より連署にて忠興が病に落ちたという次の同月12付けの奉書が届けられた。⁵

<史料1>

尚々、いつもよりハ御煩永引候間、早々御越候而御見廻可然候、以上
為上意申意候、仍越中守殿御持病致再発、散々之御気色ニ候、就其従 公方様被 仰付、延寿院など色々治療ニ御座候得共、然と御験気も無御座候ニ付、右之通可申入候旨 御詮ニ候、此度之御煩ハいつもに相替候由、被付居候衆も被申事候間、御越候而御見廻可然存候、恐々謹言

安藤対馬守

閏十二月十二日 重信

土井大炊助

利勝

本多上野介

正純

酒井雅楽頭

忠世

細川内記殿

この時、忠興は58歳であったが、持病が再発し、散々の様子であった。将軍秀忠の指示により医師の秦寿命院(徳隣)などが治療に当たったが、快方に向かわなかった。「然と御験気も無御座候」。幕府年寄衆は、「此度之御煩ハいつもに相替候由、被付居候衆も被申事候」と通常の状態では無いと忠興付の家臣も言っているとし、江戸に下り見舞(廻)うことが然るべきだと述べている。また、追而書にまで「いつもよりハ御煩永引」いっていることから、早々の参府をうながしている。

さらにこの史料をみれば、宛所が「殿」付けで、文中に「上意」「公方様」「御詮」と将軍秀忠の内意であることを強調した上意文言を多用した奉書であることから考えても、幕府年寄衆の緊張感が伝わってくる。事態は切迫していたのであった。実際に将軍秀忠は、側近の永井直政を日々遣わし忠興の状況を聞いている。⁶

中津に着いたばかりの忠利はこの奉書に大いに驚き、翌日21日江戸へ出船した。忠興

は以前からも自分の進退について年寄の土井利勝に相談していたが保留にされていた。しかし、この病を契機として同月 25 日致仕し、三斎宗立と号した。

急遽引き返した忠利は、翌元和 7 年（1621）正月 2 日に江戸に到着し、その日に登城し將軍に拝謁し、同月 7 日に家督相続の御礼に登城した。忠興も正月の末には回復し、3 月に親子ともども帰国を許された。帰国後、忠興は小倉城を忠利に譲り自身は中津城に入った。

2 隠居所の中津城の普請

中津城は、天正 16 年（1588）に黒田孝高が築いて、慶長 5 年（1600）関ヶ原の戦いで細川忠興が入封し修築をした本城である小倉城に対する支城で、忠興の隠居の前までは嫡子忠利の居城であった。前述のように忠興は隠居して国元に帰ることになり、隠居所として中津城に入るようになった。

下国途中の忠興は、4 月 10 日に京の吉田に立ち寄りそこで国元の松井興長と小笠原長貞に対して、隠居場所である中津に対して、到着前にもかかわらず普請指示の書状（12 日付）⁷を送っている。

<史料 2 >

一 中津本丸・二丸之間をむめ、天守台をも総地形ほとに取おろし、本丸・二丸一ツにして、家を立候はんとおもひ候、其普請之者千五百程二而可申付候間、其割符・此状参着次第第二仕、内々其用意可相待候、鉄炮之者共ニハ、別儀可申付候間のけおくへき候、鉄炮頭ハいつれも普請役可申付事、

一 中津へ越候て、我々居所有間敷候間、伯耆家江可参候間、家を明、小倉ぬし屋敷へ妻子をつれ参候へと可申付候事、

一 伯耆家のまはりニ、もかりをも結せ、女とも少々可遣候間、おが板其外道具共遣、家之しきり仕候様ニこしらへ候て可相待旨、次兵衛ニ可申付候、伯耆明候家之番、中津之者共ニ可申付候事

忠興は、先ず本丸と二ノ丸にある堀を埋めて、天守台も平均的にならして本丸・二ノ丸をひとつにして、そこに家を建てるという計画し、普請の者 1500 人程を試算して、その割り当て（割符）をこの書状が届き次第に行うように指示している。また、中津城の中に自身の居所が完成するまでは、志水伯耆（元五）の屋敷に住むことにしており、そこを空けさせるために志水を妻子と共に小倉に移らせることを申しつけるようにしている。さらには、その屋敷の周りには虎落（もがり）を結わせ、女共を少々遣わし、大鋸（おが）や板、その他の道具を遣わして屋敷の仕切りを拵えて到着を待ち、空きになったその屋敷は中津の者が番をするように指示している。

ここで問題になるのは、慶長 20 年 7 月 7 日に出された武家諸法度に「一、諸国居城雖為修補、必可言上、況新儀之構宮堅停止事、城過百雉、国之害也、峻壘浚隍、大乱之本也」にある城郭規定である。城郭については、修補であっても届けが必要で、城郭の普請は「大乱之本」であるとしている。一昨年（元和 5 年）6 月に福島正則が、広島城の石垣の無断修復の罪によって改易されている。このことを忠興が知らないはずは無い。なお、正則の

改易について藤井讓治氏は、「この段階では、幕府の側にも法度違反、則改易という対処の形式は出来上がっておらず、また大名のなかには正則同様、あらゆる居城普請の許可を幕府に求めることの必要性を十分には認識していないものがいたと思われる⁸」としている。また、正則の改易を知らせる奉書に「被相背御法度之段」とあるように武家諸法度の違反を問われた事が明示されたことにより、この後の大名たちは徳川氏に許可を求めることを強いられたと述べている。

では、武家諸法度の規定について忠興はどのように認識していたのであろうか。隠居する前々年の元和4年（1618）閏3月2日に江戸にいた忠利に対し中津城の普請許可を「土大炊殿相談候て、如前石垣つき候様ニ被才覚、様子可被申越候¹⁰」と、年寄の土井利勝に石垣を前の如く修築の許可を求めるように指示している。また、同年4月1日付けの忠利宛の書状¹¹には、年明けからの雨で小倉・中津の両城が土居・石垣・屏・溜め池の石垣が事の外破損しており早急に普請の必要性が生じたので「此由其方直ニ大炊殿へ被得御意、此返事ニ事済候様ニ可被申候」と普請の許可を早急に土井利勝に求めるように述べている。この結果については、6月26日の忠興書状¹²には、小倉・中津の両城について利勝が將軍秀忠の御意を得たことについて今に始まらず満足していることを伝えるように指示している。この書状に「自御奉行衆普請可仕旨折紙到来候間、則只今返事申」とあるように奉行衆からの折紙、おそらく年寄衆の連署奉書により普請の許可がされたものと思われる。

前述の4月12日付けの忠興書状（史料2）にみる中津城の普請計画について、幕府の普請許可は未見である。しかし、同年7月8日に忠利宛の書状に以前の居城であった小倉城の堀が破損したことについて「(小倉城普請を)仕被直度由候、去々年(去年カ)修理普請仕度由御年寄中迄得御意候処ニ、如前仕置候へと之返事来候¹³」とあるように、忠興は年寄衆（「年寄中」）の取次で前のように普請するようにと將軍秀忠の許可（「御意」）を得ていることがわかる。

つまり4月12日付けの書状にみる中津城の普請については江戸在府のうちに年寄衆、おそらく土井利勝の肝煎りで許可がされているものと考えられる。

しかし、注目しなければならないのは、この時、三斎は既に隠居をしているということである。あくまで藩主は忠利なのである。つまり、本城は藩主となった忠利がいる小倉城で、中津城は小倉城の支城という位置づけである。本来ならば藩主である忠利が、両城の普請の訴訟をすべきところであるが、その差配は忠興の主導によって行われていた。況や忠興の隠居城である中津城は当然のことである。この段階での忠興の感覚はまだ藩主そのものであった。

また、隠居したものの自分が中津に移ってから家臣たちが見舞に来ないことを不快に思い忠利に次のような書状を送っている。

<史料3> 9月5日、細川忠興書状 細川忠利宛¹⁴

態申候、其方ニ家督相渡我々隠居之事、代か一度とハか様之事たるへき処ニ、于今其地(小倉)と此方(中津)へ見廻ニ不参者共在之事ニ候、惣庄屋共ニも如此之類御入候、其方被申付用所も候て如此候哉、不審ニ候(以下略)

忠興は隠居して、家臣たちが手のひらを返したように誰一人として中津へ見舞に訪れないことに対して、忠利が申しつけたのではないかと不信感を露わにしている。隠居したといっても忠興の気位はかなり高かったことが理解できる。

3 忠興の隠居所の位置づけ

忠興は、隠居したことにより元和7年6月23日に小倉から中津へ移動している。この中津は忠利が引き継いだ細川藩の中においても完全に独立した存在であった。また隠居領3万7000石は無役であり、公儀普請役などの役務から除外されている。例えば、寛永5年(1628)11月18日、幕府は江戸城普請の際に伊豆から江戸に石を運ぶ石船を諸国に課していた。この時、忠興は小倉からの情報により、幕府が隠居の中津領に公儀普請役の「蔵納之船」を課している事を知って忠利に対して次のように述べている。

<史料4> 12月21日、細川忠興書状 細川忠利宛¹⁵

一 来年伊豆より江戸へ御石積廻ス船、諸国へ就被 仰出、公儀御奉行衆より其方へ参候触状一覽候、其二付、我々蔵納之船も付立候様こと被申越候、我々無役ニ被下候三万七千石之分者、今迄卒度も役不仕候、今度之船役計可仕わけニ而無之と存候間、可被得其意候、但、如此ニ候而、其方手前之障ニ成申候者、此由大炊殿へ可被申候、其上ニ而替様子候者可被申越候、

一 但、不入事なから、我々知行分之舟数も書立進之候事、

つまり、来年の「江戸へ御石積廻ス船」について忠利に「公儀御奉行」より「参候触状」を見たところ、忠興（「我々」）に「蔵納之船」も用意するようにとの記載があった。これについては、自身が幕府から下された中津の隠居領3万7000石は無役であることから、今まで一度も公儀の役を行ったことは無いので、この度の普請役だけしなければならない理由は無いのでその旨を理解して欲しいということである。ただし、「其方手前之障ニ成申候者」と忠利の立場も理解を示し、幕府年寄の土井利勝（大炊殿）へこの事を伝えるようにと配慮をしている。また、「不入事」であるとしながらも忠興の知行分に相当する舟数も書いて忠利に送る事になっているのである。

このことから、忠興は、忠利の立場を理解しながらも、中津の隠居領は明らかに幕府から無役で下されたものであると主張しているのである。この様に、忠興の隠居領中津は、豊前小倉藩主となった忠利から完全に独立した存在であった。これについて稲葉継陽氏は、忠興の隠居領について「小倉細川藩の内部にありながらも、このような（藩内の）政治構造に包摂されない権力と空間が存在した（括弧内は著者による）」¹⁶としている。

また、稲葉氏は、忠興の中津の隠居領（御蔵納）支配について次の四つの特徴があると¹⁷している。

第一に、前述したように、中津御蔵納3万7000石は無役であり、公儀普請などの幕府に対する諸役から免除されていた。第二に、無役の御蔵納年貢や小物成（各種租税）により小倉藩より独立した家政運営する「中津奉行」と呼ばれる役職を設け、自身が小倉時代の腹心である魚住伝左衛門などを任命していた。また無役ゆえ潤沢な財政により本藩である小倉細川藩に丁銀を貸し出していた。第三に、忠興の隠居領である中津は、本藩の統治

権が及ばない特殊地域であった。たとえば、忠利は、租税徴収の基礎資料となる「國中惣人畜之惣目録」作成に際して、中津の分は忠興の許可が無ければ不可能であると上記の「中津奉行」が返答していることに対し受け入れざるを得ない状況であった。つまり、藩主でありながら忠利は藩内について全て把握することが出来なかったのである¹⁸。また、裁判権についても百姓レベルの紛争が起きたとき対象が中津御藏納であれば手出しが出来ない状態であった。第四に、中津で忠興に奉公する知行取（中津衆）133人分の合計4万2000石を中津周辺に設定するように忠利に申し入れている。知行地の割り当ては本来は藩主である忠利の権限であるが、中津衆に対する知行目録などは忠興が行い人事権も掌握していたのである。

このように、忠興は小倉本藩の忠利の意志とは全く異なり、同じ藩内であるにもかかわらず独立した藩の様相を呈していたのである。この大名領の中にありながらその統制に属さない自律的な空間があるという事は、藩主からすれば大きな問題である。しかし、その問題は寛永9年（1632）の細川氏の肥後国転封に際しても八代・熊本の問題として継続するのである。

第2章 細川氏の肥後入国

寛永9年（1632）、加藤家は改易となり肥後国は細川忠利が拝領することとなった。忠利が肥後国替えを伝えられた翌日に忠興は、江戸城に登城し家光より忠利の国替えを告げられた（10月5日忠興書状¹⁹）。10月12日の忠興書状に「八代之絵図給候、見申候、則返申候、我等所ニも一ツ御入候」とあるように、この時、忠興は自身の隠居城となる八代城の絵図を受け取っている。それを見てすぐに返し、自分にも一つ入り用を伝えている。ただし、この時点で忠興の居所が八代城になることは決定しておらず、幕府からの仰せを忠利に問い合わせている（「我々ひこにての居所の事も、其方へ可被申由、書付給候」）（10月12日忠興書状²⁰）。

忠利は10月12日帰国の暇を賜り、15日江戸を発した。また、忠興は、同14日に帰国の暇を賜り16日に江戸を発した。

なお、八代城はこの時点で幕臣の朝倉仁左衛門尉が預かっており、同月20日の忠興書状²¹には、「八代ニ朝倉仁左衛門尉被居候間、我々道具を可遣かの由、尤ニ候へ共、左様之道具持不申候、其上八代へ私被遣候事、其方被申上ニ付被下候由 御意候間、御奉行衆之手前方ハ請取申間敷候、頼母を八代ニ被遣之由候間、頼母手前方我々ハ請取可申間、朝仁左衛門へも似合候程銀子可遣申事」とあることから、忠興は八代城が、家光の御意によってそもそも忠利に下されたもので、奉行である朝倉などから請け取ることはできないので、家臣の有吉立道（頼母）が一旦請け取り、有吉より自分が請け取ることを伝えている。つまり、この時は、忠興はあくまで藩主は忠利であり、八代城は支城であることを理解しており、隠居所の八代への入城には細心の注意を払っているのである。

忠興は、12月20日に熊本に入城し忠利の熊本有付を見届けた後、同日八代に向かい22日に安着した。八代城は加藤氏の重臣加藤正方が預かっていた城である。到着後、早速、忠利に対して「当地家何共勝手悪、住居かへ申²²付」と八代の居所の不満と取り替えを行うことを述べている。

また、想像していた以上に規模が大きかったようで翌 23 日に忠利に対して、「城之普請作事以下、右馬允（正方）身上二者事之外過ぎたる²³躰」とその様子を伝えている。

1 忠興の八代における隠居領の獲得

八代入城後、忠興は積極的に行動を行っており、明けて正月三日には忠利に対して「八代分領之さかいめニ、小川（肥後八代郡）と申在所御入候、我々先日通候而見申候、小川之在所之中ニ川御入候而、川きりニそなたとこなたと分領わかり候²⁴」と小川というところに川があったので、八代と熊本の境界になることを伝えている。また、球磨川の堤が切れた場合は八代の分領の知行の損害が大きいだろう（「其堤（球磨川堤防）きれ候へハ、八代分領之知行過分ニそこね候²⁴」）と推測している。この様に、隠居領として中津時代と同様に隠居領の掌握に余念がなかった。

ここで、忠興の八代知行地については同年 2 月 20 日の忠利宛の書状によれば、この段階で明確にはされていない。これによれば、忠興は過分の知行を取っているように江戸では噂があることを気にしている。八代の知行地を都合 9 万 4070 石計上しており、これは中津の隠居領 3 万 7000 石と明らかに異なる数字である。これは忠興の考えでは、八代知行地の合計は、五男立孝に 3 万石・七男興孝に 2 万 5000 石に分けて、城付の者の知行と自身の中津の隠居領と同等の 3 万 7000 石を合わせれば 8 万 4070 石余、これに側近の村上景則を入れれば 9 万 4070 石としている。忠興は忠利に対し、自分のものと思われるが、これを立孝と興孝に分けているので、自身のものではないことを將軍家光側近の稲葉正勝に伝えるように述べており、その結果忠興の隠居領は認められることになる。

なお、忠興の知行地 3 万 7000 石は益城郡にあり、同年 5 月 22 日付けの忠利宛の書状に、「益城郡之内、我々知行分三萬七千石之分、宗像清兵衛手前²⁵乃美主水・貴田半左衛門受取、今日廿二罷帰候、宗像も參候間、則絵図をも受取申候²⁶」とあるように、この時に忠利の側近の宗像清兵衛から忠興家臣の乃美・貴田両名が受け取っており、ここに忠興自身の隠居領が確定したのである。

2 忠興の八代城造作のはじまり

忠興の隠居領 3 万 7000 石の引き渡しがまだ確定していない 4 月 11 日、前年 12 月 22 日に「当地家何共勝手悪²⁷」と述べた八代城の作事が幕府奉行衆から許された（「作事ハ可仕由、御奉行衆²⁸御意之旨連判にて申来候²⁸」）ことを忠利に伝えている。しかし、これはあくまで作事部分であって普請ではない。しかし忠興は「土居石垣之儀者、来秋か来春申上候へ、必可相済由申来候²⁸」と以前の中津城と同じように隠居所である八代城の修築をはかっているのである。しかし、前述したように、慶長 20 年 7 月 7 日に出された武家諸法度（「元和令」）に「一、諸国居城雖為修補、必可言上、况新儀之構宮堅停止事、城過百雉、国之害也、峻壘浚隍、大乱之本也」とあるように、城郭については修補であっても届けが必要で、まして「新儀之構宮堅停止」と普請について幕府は警戒していた。しかし、忠興は以前の中津城の普請を行ったように計画をしているのである。

3 細川忠利の慶長 20 年の武家諸法度に基づく八代城の対応について

今までは、忠興を中心とした城郭普請について述べてきた。特に中津時代は武家諸法度に関わらず普請を頻繁に行ってきた印象が強い。つまり、それは史料的な制約によるものかも知れない。しかし、細川氏が肥後入国後の史料は、忠興・忠利親子の往復書簡が城郭普請に関しても多くみられ、その内容を再現できることが多い。ここでは、前述したように武家諸法度についてどの様に細川忠利が理解していたかを八代城に焦点を当て考えたい。

寛永11年(1634)、忠興は八代城の中に新しい屋敷を建てることになり、そこに池を掘ることにした。この時は將軍家光の上洛により二人とも京にいた。

6月27日、忠利は、八代の忠興に次の様な披露状を送っている。

〈史料5〉寛永11年6月27日、佐方与左衛門尉宛、細川忠利披露状。²⁹

(前略)

一、今度八代新御作事所ニ、池を御ほり被成候哉、其段右ニ御年寄衆へも被仰遣候哉、去方より尋られ候由承候、朔日ニ伺公仕可申上候事、

(後略)

六月廿七日

佐方与左衛門尉殿

忠利は、忠興が八代城内の新屋敷の中に池を掘ろうとしているのを聞きつけ、幕府の年寄衆へ届けを出しているかどうか強く質問している。³⁰ これに対しての忠興の答えは次のように感情的なものであった。

〈史料6〉寛永11年6月27日、細川忠利宛 細川忠興書状。³¹

已上

書状披見候、八代新さくし所ニいけほらせ申候、少も城ノ用心ニ成事にて無之候、若さやうの事曲事ニ成事ニ候ハ、れうけんなく候、我等心へハもうとう城のようがいニ成事ならハ、仕ましきと計心へてい申候間、庭の内ニせんすいほり候事曲事ニならハ、さて何と可仕候や、御としより衆へ尋可申わけとハかやうに被申越候てもがってん不参候、以上

六月廿七日

三斎

越中殿

返事

忠利の質問に対し忠興は、これは作事の場所に池を掘らせることであって、城の用心のためではない。それが城の防備に関することであるならば行わないが、庭に泉水を掘ることがどうして曲事になるのか、またそれを年寄衆へ尋ねろとはまったく合点いかないと、不快感をあらわにしている。

またさらに忠興は次のような書状を送っている。

〈史料7〉寛永11年7月2日、細川忠利宛 細川忠興書状。³²

大かた池ノは、せはき所三間程、広き所ハ四五間も候はんや、長サハ十六七間も可在之かと存候、ふかさハせいだけ、水之分ハふかさ三尺程にて候はんかと存候、いかにしても

池之有所にてよく合点之参事と存候、已上

昨日申候、池之石垣之事よく存候大工、此度つれて上候間、尋申候処、弥石垣昨日申候外ハ無之由申候、乍去、今立申候家之縁かハ池之間四尺程在之二付、地震などの時あふなく候間、石垣をつかせ候て可然由、作事奉行申ニ付、見合能様ニ仕候へと、上候時、我々申たる由申候、此事一切覚不申候つる、大工よく覚たる由申候間、定而其分ニ申たる物と存候、然は少之事ニ候間、石垣出来可申と存候、か様ニ候ハ、無了簡候、くつし候ハ、却而悪敷可在之と存候、若石垣つかすニ其ま置候ハ、家ハくつれ次第石垣つくましき由可申下と存候、昨日失念ニ而不申候間、只今申候、たとひ石垣有之とも卒度も要害ニ不成事にて候間、御尋被成程ニ候ハ、申わけはいか様ニも可仕と存候、恐々謹言

三齋

(花押)

七月二日

越中殿

進之候

この中で忠興の主張は、池の石垣について精通している大工の見立てによれば、以前より必要としている部分以外は石垣は特に必要ではない。しかし、今作事中である家の縁側と池の間に石垣を築かないと地震の時など危ないので、石垣を築くのが妥当である。もし石垣を築かずにそのまましておけば、家は崩れてしまうであろう。たとえ石垣を築く事になっても少しも要害でないので、年寄衆へ尋ねることは必要ないことであると、している。

〈史料6〉の段階から数日が経過しており、幾度かやりとりがあったと考えられるが、その中で特に池を掘ることにより石垣を築く必要性が生じており、それが〈史料5〉にあるように忠利が既に理解していた懸念材料であった。

しかし忠興はその忠利の懸念について意に介しておらず、追而書では池の規模を説明して忠利の理解を求めているといったありさまである。つまりこの時点では忠興は忠利の意見について全く納得をしておらず、城の要害では無いので良いのではないだろうかと主張を繰り返すのみである。

これについて忠利は、なぜ年寄衆に相談が必要であるかを訴えている。忠利は次のようにその状況を説明し忠興の理解を得ようとした。

〈史料8〉寛永11年7月2日、魚住伝左衛門尉宛 細川忠利披露状。³³

御書頂戴仕候、八代池之事、昨日被仰聞外、御家之縁かハ四尺ほど在之付而、地震のため石垣をつかせ可然由、作事奉行申ニ付而、見合よき様ニ仕候へと被仰候由、大工能覚候由申候間、出来候て、其分石垣つき不申候ハ、石垣つくましき由、可被仰遣由御尤存候、少も不苦儀と存候へ共、石垣ハ浜辺など塩堤さへ得御意被仕候様ニ、此ほど申候を承候、それも家屋敷之こし石垣之類は、又可被得御意事とハ不被存候、更共、とかく具ニ此度年寄衆へ承可置候、右御家之下四尺之石垣ハ、少も不苦儀は必定たるへく候へとも、何ほとも当御代ハ、三齋様など不謂所までも重被成候ほと可被成御満足候間、不苦所ニても、同は板などにて被仰付たるか、聞へ候ても可然様被存事候條、我等如此ニ申上付而、板ニ被

仰付候と被仰遣候てハ如何御座候はん哉、不苦石垣ニても御崩被成候事ハ、何ほとも公儀之聞え尤之様ニ被存候、此等之趣可有披露候、恐々謹言

七月二日

魚住伝左衛門尉殿

つまりここで忠利が問題としていたのは、石垣を築くという行為そのものであった。忠利の主張は、家と池の間に石垣を築くことは、確かに崩れることを防止する意味でも必要であるけれども、石垣を築くということは最近では浜辺の塩堤でさえ許可を得て普請していると聞いている。許可は必要ないとは思いますが、一応年寄衆に尋ねたらどうかと、忠興に配慮しながら石垣を築くことに対する注意を促している。さらに忠利は、今の御代は、忠興が些末なことだと考えていることでさえ慎重にすることが幕府に良い印象を与えることになる、忠興の理解を超えた幕府に対する忠利の慎重な対応が窺える。その具体的な対応として忠利は、自分の意見を聞いて石垣をやめて板で押さえたと報告した方がいいと説明している。また最後に石垣は崩れた方が幕府への聞こえは良いとまで言い切っている。

この忠利の政治的状況判断をとともなう諫言にさすがの忠興も納得する以外はなかったようであり、次のような返事をしている。

〈史料9〉寛永11年7月2日、細川忠利宛、細川忠興書状。³⁴

已上

二官早々給、満足申候、則返申候、せんすいの石垣之儀、はや留ニ遣申候、板にても可申付由、得其意申候、様子ハ面にて可申候、以上

七月二日

三斎（自筆）

越中殿

まいる

忠興は忠利の慎重な対応に全く納得いったようで、池の石垣を築く事は保留し板張りを申しつけ、「得其意申候」とその主張を受け入れている。このように忠興の幕府に対する感覚と、忠利のそれとは大きな間隙があったが、忠利の藩主としての意見を忠興は受け入れたのである。

また一方一連の流れの中で特に注目すべき所は、〈史料5〉で忠利が「其段右ニ御年寄衆へも被仰遣候哉」と忠興に詰問する箇所である。実際の城郭の普請・作事に対しては藩主である忠利が幕府に尋ねるべきところ、既に隠居している忠興自身が許可申請すべき事であると忠利は認識しているのである。このことにより、隠居した忠興のいる八代は、藩主忠利の権限を越えた存在である事が理解できる。忠興は確かに藩主である忠利をたててはいるが、実務においては、忠利は忠興の意見を聞き入れる必要があったのではないかと窺える。

結果的に忠興は、忠利の意見を聞き入れて許可を酒井忠勝に相談することにした。閏7月29日の忠利宛の書状によれば、³⁵「八代庭之池之事具ニ被仰上候、むさとさた仕迷惑仕候間、起證を以讃岐殿（酒井忠勝）迄可申と、我々申候へ共、其迄ニ不及候、池之儀ハ少も不苦儀と被 仰候間、心安存候へと言傳之由、得其意候、讃岐殿へ猶々可申遣事」とあ

る。八代城の池について、起請（証）を以て忠勝に申し上げようと思ったが、それには及ばず、池のことは將軍家光が許可したということである。これは忠勝の取り成しがあった。この様に忠興・忠利親子でも武家諸法度の解釈には大きな差があることがわかり、武家諸法度については大名間でも理解の違いがあった可能性も高い。

4 武家諸法度の改訂と八代城修築

八代に池を掘ることに對し武家諸法度の規定について忠興親子が議論を重ねた翌年の寛永12年（1635）6月に武家諸法度は改訂された。これは、前回の慶長20年（1615）の法度とは異なり各大名に對して大きく歩み寄りを見せていた。この慶長20年の法度と寛永12年の法度の差違は、その後に出されるものとは異なりドラスティックな様相を呈していた。

このなかで特に注目できるのは、参勤交代の制度化と城郭統制の緩和である。この二点に共通するのは、今まで不分明であった慶長20年の法度が、寛永12年の法度により少なくともこの二点については明確となり、具体性をおびることで各大名が施行しやすい状況をつくりだしたことである。

先ず参勤交代の制度化については既に吉村豊雄氏による先行研究がある³⁶。吉村氏によれば参勤交代の制度化は、細川忠利が徳川家光の「心安い」存在の永井直清（山城長岡藩³⁷）を介して幕府に献策を行ったからであるという。これは細川家と將軍家という信頼關係に基づくものであることは当然であるが、注目すべき事は幕府の重臣たちの意見ではなく一大名の意見が取り入れられていることである。つまりこれは幕府が大名に對する歩み寄りを看取できる。

寛永12年の武家諸法度のもう一つの大きな改訂は、城郭統制の緩和である。この箇所は前記の参勤交代の制度化に続く第三条³⁸に示された。

- 一 新儀之城郭構營堅禁止之、居城之隍壘石壁以下敗壞之時、達奉行所、可受其旨也、櫓堀門等之分者、如先規可修補事、

ここでは新しく城郭を造ることの禁止、堀・土壘・石垣の破損は奉行所に届けその意向を受けること、櫓・堀・門は今までのとおり修補することが出来るという、三つの内容について城郭統制の指針が示されている。慶長20年の武家諸法度と寛永12年の武家諸法度の城郭統制は、城郭の新築は禁止であるとか、修築については幕府の許可を受けることについては基本的には同じであるが、いくつかの相違点を有する。

藤井氏によれば慶長20年の法度と寛永12年の法度は次の三点で変化が見られるという³⁹。第一に慶長20年の法度では居城修築については「必可言上」と將軍に對しての届け出を義務としているが、寛永12年の法度では「達奉行所」としており、届け出先を「奉行所」＝老中していること⁴⁰。第二にその許可主体が慶長20年の法度の將軍から、寛永12年の法度に「達奉行所、可受其旨」とあるように、老中の専管事項となっていること。第三に慶長20年の法度では明確な規定を持たない作事部分の規定が、寛永12年の法度では「櫓・堀・門」と具体性をもっており、修築に関しては幕府の許可が無くて良いことを示してい

るという。

これらの研究を前提としながら、寛永12年の武家諸法度の内容について、大名家である細川氏はどう理解していたかが寛永17年（1640）の八代城の城郭修築に内容を見ることが出来る。

この段階で慶長20年の武家諸法度の改訂を忠興、忠利父子がどう理解していたかを作事に関してみていくことにする。

〈史料10〉寛永17年7月28日、細川忠利宛、細川忠興書状⁴¹

以上

当地大天主と小天主との間ニ、かハラふきの堀七八間程前御入候つる、其堀根くさり候て、下の堀くつれ、上ハ其まゝつゝきて御入候つるを、我々当地上りさまニ、上之かハらのやねハ其まゝ置、下をよしかきにてかこい候て置候つる、今度之留守之間ニ、上之かハラふきのやねもくつれ候ニ付、下のよしかきもくつれ候、今二三間ほところひかゝりなから、かハラおほひも其まゝ御入候、是にてむかしの堀之高サハかくれもなく候、是を一さうニ、堀をくつし候て置申度候へとも、石垣ひきくのゑニ御入候ニ付、堀之かたより上り、大天主之かたの堀を切やふり候へは、道具置候所へ其まゝ上り候を、二ツの天主之間にて候へは、余所より見付候事一切不成候條、昔のことく堀をつけさせ申度候、か様之事も不得 御意候てハ不成事にて候ハん哉、前から有所之そこね候分ハ、何も修理させ申候、如何候ハん哉、為談合申候事、

一、本丸へはいり候所之らんかん橋も、悉くさり落候て、今ハ通路無之候、我々居候丸之かたよりうらの門へはいり候道ならてハ無之ニ付、それハ要害ニならぬ事ニ候間、橋をかけさせ申候、右之堀も橋同前之事ニ候へ共、余所より之見ばちかい候様ニ候間、為談合申候事、

一、氣之わるき内ニ、か様之儀申候事、何よりかよりどくにて候と存候へ共、せんかたなく候故、乍迷惑申候事、

一、何もし候て臥りて計居候へは、余徒然ニ而、是も又どくと覚候ニ付、前之数寄屋我々居間之前にて候ゆへ、庭せはくきうくつニ候つる間、くつし候て、かまハぬ所ニ数寄屋之なわはり一昨廿六日より申付候、不断数寄屋申つけ候つる大工・かべぬり、江戸へ遣候、大略隙明候而、五六日之内ニハ当地へ可戻つもりにて候、此もの共帰り候て申付候ハ、八月下旬ニハ可為首尾候、然ハ其比壺をも取下、口を切可申と存候、若当地へ被見回候ハ、則其数寄屋初ニかこひを見せ、口を切度候、其心得候而、此御返事ニ可承候、差合候事候ハ、打置可申候、恐々謹言

三齋

七月廿八日

宗立○（ローマ字青印）

越中殿

進之候

最初〈史料10〉は、八代に在住の忠興が熊本にいる忠利に宛てた書状である。それによれば以前から八代（当地）の大天主と小天主の間の瓦葺きの堀が破損しつつあったが、

出府の間に（今度之留守之間ニ）破損状態がさらに深刻となった。これに関し元のように塀を付け直すことについて忠興は「か様之事も不得 御意候てハ候はん哉、前から有所之そこね候分ハ、何も修理させ申候、如何候はん哉、為談合申候事」と不快感をあらわしている。忠興にとっては八代城内の一部を作事とはいえ復旧することに対して、前述のように、以前の寛永11年（1634）に同城内の池造作の際、忠利から諫められた経験から、城の修補に関してはかなり神経質になっていることが窺える。

また本丸に入る所の欄干橋も腐れ落ちて通路が今はない、それは要害になることではないので橋を架けさせた。この前に書いた塀のこともこの橋と同じではないだろうか、しかしこれは他所からの見栄えが変わってしまうからどうであろうか、と尋ねている。

このことから忠興の作事に対する認識は次の三点である。一つは、作事は普請とは異なり基本的には各大名の裁量によること。二つは、作事箇所が明らかに要害でなければ作事が可能であること。三つは、作事可能の箇所は、他所からの見栄えに左右されることである。

それ故、忠興は石垣部分と直接関係ある塀の作事については、「二ツの天主之間にて候へは、余所より見付候事一切不成候條」と見栄えは変わらないことを主張しているが、忠利に相談するという慎重な態度を示している。つぎに欄干橋については、作事でしかも要害ではないと述べているが、見栄えが異なることを危惧している。

この忠興の書状に対してその日の内に忠利は次のような回答を送っている。

〈史料11〉寛永17年7月28日、中沢一楽宛、細川忠利披露状⁴²

御書頂戴仕候、

一、大天主と小天主との間之塀ことゝく損し候而、御不自由成由、又本丸へ御出被成候らんかん橋之事、か様之儀は、得 御意候に不及可申付由、御法度書ニ御座候ニ付而、熊本なども、左様之所ハ御法度書のこたく申付候、何之国も其分と承候、無御氣遣可被仰付候儀と奉存候、

一、御気わるき内ニも、御せんかたなく被仰越由、御尤ニ、左様ニ可有御座と奉存候、

一、御数寄屋御なわはり被仰付、八月下旬ニハ首尾可致候、御壺も御取下シ可被成候條、其刻伺公仕候は、御数寄屋初之御口切可被成之由、忝目出度奉存候、何時ニ而も、御壺下次第被仰聞候は、致伺公可申上候、内々御見回ニ、御草臥やみ可申刻、可致伺公と存候処ニ、別而忝奉存候、此等之趣宜有披露候、恐々謹言

七月廿八日

（中澤）一楽

忠利からの返事は、忠興の危惧ほどではなかった。大天主と小天主の間の塀の作事と欄干橋の作事は御意を得ることは不要であり、それは法度書にも明記されており、熊本でもそのようにしているし、他国のでもそのようにしており、心配は無用であると回答をしている。藩主として武家諸法度に精通している自信が窺える。また、忠興が「気之わるき内ニ（中略）乍迷惑申候」と精神的に追い込まれている表現も、「御せんかたなく被仰越由、御尤候」と心遣いをみせている。

この忠利の披露状に対し、忠興は安心したようで、次の様な返事を翌日に送っている。

〈史料 12〉寛永 17 年 7 月 29 日、細川忠利宛、細川忠興書状。⁴³

以上

昨日、数寄屋出来候ハ、茶を可進と申候為礼、示預候、先書ニも如申候、八月下旬ニハ、数寄屋出来可仕と存候、其時分はからひ、壺共取寄可申候、下著次第自是左右を申、かこひにて一服可申候、次ニ小国之鮎之鮎一桶給候、あけて（見脱カ）申候、事々敷大キ成事ニ候、則たへ申候へは、味も勝候、一入満足ニ候、又くつれ候所々の作事之儀、談合申候へは、か様之事ハ得 御意候ニ不及、其元ニも被仕候、世上も其分之由、心安存、そろゝと可申付候、猶期後音候、恐々謹言

三齋

七月廿九日

宗立〇（ローマ字青印）

越中殿

御返事

つまり忠興は、崩れた箇所のことについては御意を得る必要はなく、また世間的にも問題はないという忠利の意見を確認することで、「心安存」と安堵の感想を述べている。忠興の書状で注目すべき部分は「くづれ候所々の作事之儀」とあるところである。前日の書状〈史料 10〉にみるように、この段階では特に塀の工事については、石垣も関係することから、作事であると明確な判断をしておらず、その結果「作事」という言葉をあえて使用せず、「修理」という曖昧な表現を用いることで忠利の判断を確かめている。その結果忠利より問題なしとの返事を受け取り「所々作事之儀」という表現をすることが出来たのである。

これら忠興・忠利父子の書状類のやりとりをみれば、寛永 12 年の武家諸法度の作事部分の緩和については、忠興は認識としてはあったが、具体的な判断基準を持たなかった。だから工事の内容について、御意を得ることの不快感を忠利に顕わにしたのである。それに対し忠利は法度の改正について理解が深く、忠興の書状に対して即日に返事を行えたのである。

このことは寛永 12 年の法度改正が浸透しており、〈史料 11〉の「何之国も其分と承候」とあるように、多くの大名の中に具体的な認識として広まっていることを示している。また前述のように寛永 11 年、八代城の池の作事を行おうとした時期と大きく時代が変化していた。すなわち寛永 12 年の武家諸法度の改訂は、この寛永 17 年の段階幕藩関係において確実に浸透しており、その結果各大名の城郭作事については幕府の承認を全く必要とせず、自由裁量の余地が大きくなっている。つまり少なくとも城の修補に関して幕府は大名側に具体的な歩み寄りをみせていたといえるのである。

5 忠興の隠居領としての八代城

寛永 15 年（1638）2 月 28 日の原城落城により天草・島原の乱は終結した。この後の 3 月 10 日に熊本に帰った細川忠利は、兼ねてから懸案の熊本城の普請に関して逡巡していた。4 月 5 日に江戸にいる光尚に「熊本普請之事、右豊後殿迄申入つる、然共、上様御煩ニ付、急申事ニ無之候間、不申付候、又島原事之内ハいかゝと、延引申候間、人数

も草臥候條、いかにも人少な二而そろゝと可申付候⁴⁴」という内容の書状を送っている。これによれば、熊本城の普請を幕府老中の阿部忠秋（豊後殿）に申し入れたが、將軍家光（上様）が病気であるから急に申しつけるとは出来ない。また島原一揆の直後なのでそれが収束するまでいかがと思うので延引する。その上に、人々も疲弊しており、携わる人数が少ないのでゆっくり申しつけた。

また、同書の続きに「ほと隔り候て普請仕候ハ、御失念も可在之候間、此段豊後殿へ可申候、さて、讃岐殿・大炊殿へも可申入候、何とそ替儀御申候ハ、可被申越候事、此段播磨殿江戸へ御越候ハ、御物語可被申候」とあることから、普請の延引に対して、正式な許可であることを失念されないように忠秋を始めとして酒井忠勝（讃岐殿）や土井利勝（大炊殿）にも申すようにとしている。

この直後、忠利は幕府上使の松平信綱と戸田氏鍬が逗留していることについて「伊豆守殿・左門殿逗留ハ、島原・天草之御仕置、又百性武具など被成御取、又国々ニ石垣など残候古城などハ、石垣をのけ候へなどゝの御用と、下々沙汰仕候⁴⁵」（4月12日忠利披露状）と下々の噂を聞きつけている。この中で注目されるのは「国々ニ石垣など残候古城などハ、石垣をのけ候へ」と石垣の古城の破却を目的のひとつにしているのである。この様に、忠利の中では一揆の後始末に追われて忙しい日々を送っていた。

このような多忙な時期に、江戸在府中であつた忠興は忠利に多くの要求をしているようで、憤慨した忠利は同じく在府の嗣子光尚に次のような書状を送っている⁴⁶。

「さぬき殿へ被参候て可被申ハ、三斎よられ物ことかんにんせいな事多御さ候はん間、心まゝニ御さ候ハ、御いけん被成可被下よし可申候、きやうたいの事ニハ、色々わけ御さ候、知行など、むさとおしむわけにてハ、無御座候」

忠利の憤慨の元々の発端は、自らの八代の隠居領を五男立允に譲ろうと画策していたことである。立允は、忠利の年の離れた弟で、忠興の隠居領継承問題につながる重要な人物である。忠利は、忠興が物事に堪忍精が無い事が多く、幕府重臣の酒井忠勝（さぬき殿）に意見をしてもらおう交渉を頼んでいるのである。ここで忠利は「兄弟のことであるから、色々訳がある、しかし、知行については無分別に惜しんでいるわけではない」と主張している。

また、さらに忠興は次の様につづける。

「まして八代をふしんなど被仕たキと申事、又ハ、新く城なとり立たキと被申候ハ、せひとも不入事と、かたく被仰候て可被下候、かやうの事申上候ハ、我々こそ可申上事にて候、かやうの事不成候ハ、八代を所かへ可被仕と可被申候、これも不入事にて候」

ここでの、忠利の主張は、この様な状態でまして八代城の普請や新城の建設は要らざること、また、不可能であれば八代を所替とも主張しているが、これも要らざるとしているのである。

この書状から分かることは、八代城の普請が単なる普請ではなく、隠居領を立允に継がせるためという藩内が分裂する要因であることを忠利は認識していたのである。

6 幕府による八代城の認識

前述したように八代城普請申請は単なる普請許可を求めているものではなく、そこには

細川藩の分裂を意味していた。では、幕府はどのような八代城についてどのような認識でいたのだろうか。同じく忠利が江戸在府の光尚に宛てた同年9月15日の書状を見てみることにしよう。

「三斎ハきれいすきニ而候間、則寄候石にてつきさしをつきたく可被存候と被申上候へバ、丹後殿を御よびかけ候て 上意ニハ、惣別一國一城ニ而候、八代之儀ハ、先三斎被申上候やうに計返事可仕との 上意ニ而候間、熊本さへ丈夫ニ候ハ、八代ハ普請不入事と思召と推量申候間、必八代之城ふしん不入事ニ而候間、其心得仕候へと御申渡候」

忠利が、必要以上に八代二ノ丸の家普請をしようとしているのを、「三斎ハきれいすき」と揶揄している。將軍家光側近の稲葉正勝は、上意には、「惣別一國一城」あるから、八代は忠興が申請した部分だけはおこなう事となっている。また、熊本城さえ丈夫であれば八代城の普請は必要ないと考えているからだ。

ここにある「一國一城」という概念が認められる。これについて「一國一城」という概念について、福田千鶴氏は、この史料をもとに「諸國城割令を一國一城令とみなす早い例」としている。⁴⁷しかし、稲葉正勝は寛永11年(1634)正月25日に死去しており、この書状の追而書に「八代普請無之様ニ仕わけハ、小田原ニ而我等ニ、丹後殿御申渡候」とあることから、前年に家光の命により小田原で養生していたところに伝えたと考えられる。そうであるならば、この八代家普請は、忠利熊本入国の直後の考えであることがわかる。このことから、中津の例をもって忠興の隠居城は幕府から警戒されていたのである。

このことは、細川家と幕府年寄には引き続き言い伝えられたようで、寛永16年(1639)9月2日付の酒井忠勝宛の「光尚様御直筆之口上書之控」⁴⁸には、「稲葉丹後守殿存生之時、越中ニ被 仰渡候ハ、熊本之儀ハ居城之事ニ候間、勝手よく越中心俣ニ普請なども可申付候、八代之儀者はしろの儀ニ候へハ、普請など仕事不入之由 上様御内意之由ニテ丹後殿越中へ被 仰聞候（「光尚様御直筆之口上書之控、八月卅日ニ讃岐殿へ私参申候口上之覚」とあり、熊本城は忠利の居城であるから、勝手に普請するのは構わないが、八代は支城（端城）であるから普請はするべきではないとしている。つまり、忠利の熊本城に関しては驚くほど寛容であるが、忠興についてはそうでないことが理解できる。

おわりに

戦乱が終わり一段落した時代に多くの支城は不要のものとなり、修復の費用は各大名たちにとって大きな負担となっていた。この様な理由から、従来の研究は、藩の幕府に対する城郭普請許可申請の行程や城郭の修補そのものに焦点が当てられて論じられることが多かった。

本稿は、元和6年(1620)暮れに隠居した細川忠興が隠居城を中心として隠居体制を構築しようとし、その対応を藩主となった忠利が苦心している姿を述べた。

そこにあるのは、忠利が書状に「三斎ハきれいすき」と単に忠興を揶揄しただけではなく、八代隠居領では、忠利の弟立允の継承問題につながっている。これは細川藩の分裂を意味するのであった。前藩主が隠居して隠居体制を構築することは、細川家だけの問題ではない。これは、近世大名の多くが直面するものである。大名家において隠居体制もしくは隠居領は、すなわち藩の分裂という危険性を帯びていたのである。

正保2年(1645)閏5月15日、忠興が八代隠居領を相続させようとしていた立允が死去した。31歳であった。忠興も同年12月2日後を追うように八代で没した。83歳であった。これにより八代城を中心とした八代隠居領は消滅し、翌年筆頭家老の松井興長が八代城を預かることとなった。

後注

- 1 『大日本近世史料細川家史料(以下『細川』)』十二、九三一。
- 2 大名たちはこの限られた情報によって、必要以上に支城破却をするものと、領国経営に合わせ形式的に破却するものに分かれていた。また、大名によっては、支城破却をむしろ積極的に受け入れることにより家臣団統制に利用している。(花岡興史「江戸幕府の城郭政策にみる『元和一国一城令』」『熊本史学』97号、2013)。
- 3 『細川』十四、一二三四。
- 4 『細川』十四、一二六九。
- 5 『綿考輯録』第四卷 忠利公(上)出水叢書1989年、51頁。
- 6 『綿考輯録』第三卷 忠興公(下)出水叢書1989年、103頁。
- 7 『綿考輯録』第三卷 忠興公(下)出水叢書1989年、106～107頁。
- 8 藤井讓治『幕藩領主の権力構造』岩田書店、2002年、318～319頁。
- 9 これについては、藤井同書316～317頁を参考にした。
- 10 『細川』一、一五三。
- 11 『細川』一、一五七。
- 12 『細川』一、一六三。
- 13 『細川』一、二九一。
- 14 『細川』一、三〇一。
- 15 『細川』三、七一九。
- 16 稲葉継陽『細川忠利 ポスト戦国時代の国づくり』吉川弘文館、2018、90頁。
- 17 稲葉同書、90～92頁。
- 18 稲葉氏は中津御藏納分について断片的な記述から推測し、「その領域は下毛郡にある中津城周辺にまとまっていたのではなく、下毛郡、上毛郡、築城郡、国東郡、規矩郡とうに分散していたことは確かだ」としており忠利の権限が及ばない地域が分散していたことが分かる。稲葉氏同書、93頁。
- 19 『細川』四、九九六。
- 20 『細川』四、一〇〇四。
- 21 『細川』四、一〇一〇。
- 22 『細川』四、一〇二〇。
- 23 寛永9年(1632)12月23日、細川忠興書状、細川忠利宛(永青文庫蔵)、(『平成24年度秋期特別展示会 八代の歴史と文化22 入城400年記念 八代城主・加藤正方の遺産』2012年、八代市立博物館未来の森ミュージアム)。
- 24 『細川』五、一〇二三。
- 25 『細川』五、一〇六五。
- 26 『細川』五、一一〇二。
- 27 『細川』四、一〇二〇。
- 28 『細川』五、一〇八四。
- 29 『細川』十一、七二九。

- 30 山本博文『江戸城の宮廷政治』読売新聞社 1993年、145～147頁。
- 31 『細川』五、一一九八。
- 32 『細川』五、一一九九。
- 33 『細川』十一、七三〇。
- 34 『細川』五、一二〇〇。
- 35 『細川』五、一二五七。
- 36 吉村豊雄「参勤交代の制度化についての一考察 寛永武家諸法度と細川氏」『文学部論叢』第29号史学篇 熊本大学文学会、1989年。
- 37 高木昭作『江戸幕府の制度と伝達文書』角川書店 1999年、81～114頁。この中で高木氏は、家光は中根正盛をとおして、永井直清らの「心安い」大名との間に「内証」の関係を設定したいという意味があったとする。
- 38 『御触書寛保集成』四。
- 39 藤井譲治『幕藩領主の権力構造』岩波書店 2002年、310～313頁。
- 40 白峰旬氏はこれについて、『国史大事典』（12巻、吉川弘文館、54頁）を引用して、「江戸時代初期、老中制度の成立期には、のち老中にあたる年寄を奉行または奉公人とも称した」としている。
- 41 『細川』七、一六三四。「部分御旧記 城郭部」細川家史料、熊本大学寄託永青文庫蔵（以下「部分城郭」と略す）にも同様の文あり。
- 42 『細川』十三、一〇三五、「部分城郭」。
- 43 『細川』七、一六三五号。
- 44 『細川』十四、一二三四。
- 45 『細川』十二、九三一。
- 46 『細川』十四、一二五〇。
- 47 福田千鶴『城割の作法 一国一城への道程』吉川弘文館、2020年、171頁。
- 48 「部分御旧記 御書附并御書部」『熊本県史料』近世編第一、一九六五年、三〇二～三〇三頁。

八代市文化財調査報告書第 51 集

八代城跡二の丸

—平成 28 年熊本地震で被災した

八代市役所本庁舎の建替えに伴う埋蔵文化財発掘調査—

令和 2(2020)年 3 月 19 日

- 発 行 八代市教育委員会
〒869-4703 熊本県八代市千丁町新牟田 1502-1
- 編 集 八代市 経済文化交流部 文化振興課
〒866-0844 熊本県八代市旭中央通 3-11 TS ビル 3 階
※平成 28 年熊本地震で庁舎が被災したため、上記ビル
で業務を行っています。
- 印 刷 コロニー印刷
〒860-0051 熊本市西区二本木 3 丁目 12-37